

独立行政法人福祉医療機構役員退職手当支給規程

(H15. 10. 1規程第8号)

平成25年3月29日改正

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第62条の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）の役員（非常勤の役員を除く。以下「役員」という。）に対する退職手当の支給について定めることを目的とする。

(退職手当の支給対象)

第2条 退職手当は、役員が退職し、又は解任されたときはその者に、役員が死亡したときはその遺族に支給する。

2 退職手当は、法令に基づきその者の退職手当から控除すべきものの金額を控除し、その残額を支給する。

(退職手当の額)

第3条 退職手当の額（第6条第5項に該当する場合を除く。）は、在職1月につき、役員が退職し、解任され、又は、死亡した日におけるその者の俸給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額に厚生労働省独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額とする。ただし、第5条後段及び第6条第1項の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの俸給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額に評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

(在職期間の計算)

第4条 退職手当の算定の基礎となる在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦にしたがって計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）が生じたときは、1月と計算するものとする。

2 前条ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち、端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月減ずるものとする。

(再任等の場合の取扱い)

第5条 役員が、任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(国家公務員から復帰した役員に対する退職手当に係る特例)

第6条 役員のうち、任命権者の要請に応じ、引き続いて国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後、引き続いて再び役員となった者の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 前項に規定する国家公務員として在職した期間の第3条ただし書の適用に係る俸給月額については、国家公務員として在職した期間の役職等を勘案し理事長が別に定める額とする。

3 国家公務員が、国の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

4 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員となった場合又は前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。

5 第3項の規定に該当する役員が退職し（前項に該当する役員を除く。）、解任され、又は、死亡

した場合の退職手当の額は、その時点で国家公務員に復帰し国家公務員として退職したとみなした場合の役員としての在職期間（国家公務員として引き続いた在職期間を含む。）を退職手当法第7条第1項に規定する在職期間とみなし同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合における役員の退職の日における俸給月額については、当該役員が第3項における役員となるため国家公務員を退職した日における国家公務員としての俸給月額を基礎に、当該役員の役員としての引き続いた在職期間等を勘案し理事長が別に定める額とする。

（遺族の範囲及び順位）

第7条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

（1） 配偶者（婚姻の届出をしないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

（2） 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの

（3） 前号に掲げる者のほか、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

（4） 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 前項に掲げる者が退職手当の支給を受ける順位は、前項各号の順位により第2号及び第4号に掲げる者のうちにあっては、同号に掲げる順位による。

この場合において、父母については、養父母を先順位、実父母を後順位とし祖父母については、養父母の父母を先順位、実父母の父母を後順位とし、父母の養父母を先順位、父母の実父母を後順位とし、第3号に掲げる者については、役員と親等の近いものを先順位とする。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上ある場合には、その人数により等分して支給する。

（端数計算）

第8条 退職手当の額を算出するにあたり、支給額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

（解任された場合の退職手当の支給制限）

第9条 役員が、通則法第23条第2項第2号又は第3項の規定により解任されたときは、理事長は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職手当の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違が機構の業務に対する国民の信頼に及ぼす影響等（以下「事情」という。）を勘案し、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

2 前項の規定による処分を行うときは、退職手当法第12条の規定を準用する。この場合において、「退職手当管理機関」とあるのは「理事長」と、「一般の退職手当等」とあるのは「退職手当」と、「前項の規定による処分」とあるのは「規程第9条第1項の規定による処分」と読み替えるものとする。

（退職手当の支払の差止め）

第10条 退職手当の支払の差止めについては、退職手当法第13条の規定を準用する。この場合において、「退職手当管理機関」とあるのは「理事長」と、「一般の退職手当等」とあるのは「退職手当」と、「懲戒免職等処分」とあるのは「規程第9条第1項に規定する解任」と読み替えるものとする。

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第11条 退職をした者に対し、まだ当該退職に係る退職手当が支払われていない場合において、退職後に禁錮以上の刑に処せられた場合等における退職手当の支給制限については、退職手当法第14条の規定を準用する。この場合において、「一般の退職手当等」とあるのは「退職手当」と、「退職手当管理機関」とあるのは「理事長」と、「第12条第1項に規定する政令で定める事情」とあるのは「規程第9条第1項に規定する事情」と、「同項各号に規定する退職」と「職員」とあるのは「役員」と、「懲戒免職等処分」とあるのは「規程第9条第1項に規定する解任」と読み替えるものとする。

（退職手当の返納）

第12条 退職をした者に対し当該退職に係る退職手当を支給した後における退職手当の返納については、退職手当法第15条の規定を準用する。この場合において、「一般の退職手当等」とあるのは「退職手当」と、「退職手当管理機関」とあるのは「理事長」と、「第12条第1項に規定する政令で定める事情」とあるのは「規程第9条第1項に規定する事情」と、「職員」とあるのは「役員」と、「懲戒免職等処分」とあるのは「規程第9条第1項に規定する解任」と読み替えるものとする。

(遺族の退職手当の返納)

第13条 死亡による退職をした者の遺族に対する退職手当の返納については、退職手当法第16条の規定を準用する。この場合において、「一般の退職手当等」とあるのは「退職手当」と、「退職手当管理機関」とあるのは「理事長」と、「第12条第1項に規定する政令で定める事情」とあるのは「規程第9条第1項に規定する事情」と読み替えるものとする。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第14条 退職をした者に対し当該退職に係る退職手当が支払われた後における退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付については、退職手当法第17条の規定を準用する。この場合において、「一般の退職手当等」とあるのは「退職手当」と、「退職手当管理機関」とあるのは「理事長」と、「職員」とあるのは「役員」と、「懲戒免職等処分」とあるのは「規程第9条第1項に規定する解任」と、「第12条第1項に規定する政令で定める事情」とあるのは「規程第9条第1項に規定する事情」と読み替えるものとする。

(退職手当審査会)

第15条 理事長は、第9条から前条までの規定による処分を行おうとするときは退職手当審査会に諮らなければならない。なお、その取扱いについては、退職手当法第18条の規定を準用する。

2 退職手当審査会の構成等については、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成15年10月1日から実施する。
- 2 実施日の前日において、社会福祉・医療事業団（以下「事業団」という。）の役員であった者で、その翌日に機構の役員に任命された者（以下「継続役員」という。）の第4条に規定する在職期間には、その者の事業団の役員としての在職期間を含むものとする。
- 3 第5条に規定する再任等の場合の取扱いは、継続役員についても同様とする。
- 4 第2項の適用を受ける者のうち、平成14年4月1日（以下「基準日」という。）の前日に現に事業団の役員であった者が同日における役職と同一の役職の役員として基準日以降引き続き在職し、実施日に機構の役員に任命された後、退職した場合における退職手当の額は、第3条の規定にかかわらず、基準日の前日における事業団の役員として受けていた俸給月額に事業団の役員としての任命の日から基準日の前日までの在職期間1月につき100分の36を乗じて得た額、当該退職の日における俸給月額に基準日から平成16年1月1日の前日までの在職期間1月につき100分の28を乗じて得た額及び当該退職の日における俸給月額に平成16年1月1日から当該退職の日までの在職期間1月につき100分の12.5を乗じて得た額に評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額の合計額とする。
- 5 継続役員の事業団の副理事長であった在職期間の退職手当の額は、第3条の規定にかかわらず、基準日の前日以前の期間については基準日の前日における事業団の副理事長として受けていた俸給月額に事業団の副理事長としての任命の日から基準日の前日までの在職期間1月につき100分の36を乗じて得た額とし、基準日以降の期間については実施日の前日において事業団の副理事長として受けていた俸給月額に基準日から実施日の前日までの在職期間1月につき100分の28を乗じて得た額の合計額とする。
- 6 継続役員であって基準日以降事業団の役員となった者及び平成15年10月1日以降機構の役員となった者（継続役員を除く。）にあつては、平成16年1月1日の前日までの在職期間に係る退職手当の額の算定については、第3条の規定にかかわらず、平成16年1月1日の前日までの在職期間1月につき100分の28を乗じて得た額とする。
- 7 理事長は、平成15年10月1日から平成16年1月1日の前日までの在職期間に係る退職手当の額について、第3条の規定にかかわらず、評価委員会が行う業績評価の結果及びその者の職務実績等を考慮し、これを増額し、又は減額することができるものとする。
- 8 前4項の規定において、各在職期間の月数の計算については、それぞれ暦に従って計算するものとし、端数を生じたときは1月と計算するものとする。ただし、各在職期間の月数の合計が第4条第1項の規定により計算した在職期間の月数を超えるときは、端数の少ない在職期間の月数から1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときには後の在職期間の月数から1月を減ずるものとする。

附 則（平成15年12月26日）

この規程の一部改正は、平成16年1月1日から実施する。

附 則（平成23年4月1日）

この規程の一部改正は、平成23年4月1日から実施する。

附 則（平成25年3月29日）

- 1 この規程の一部改正は、平成25年3月29日から実施し、平成25年1月1日から適用する。
- 2 当分の間、次表に定める期間に退職し、解任され、又は、死亡した者（第6条第5項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の額は、第3条の規定により算出した額に次表の調整率を乗じて得た額とする。

期間	調整率
平成25年1月1日から平成25年9月30日まで	100分の97.35
平成25年10月1日から平成26年6月30日まで	100分の91.35
平成26年7月1日以降	100分の86.35